

## 水源地買收

第三種郵物認可筆

## 「さらなる規制」

折衝を言體になる  
たゞ、それ以上の規制は  
難しい。民法上、日本の  
土地所有権は「世界一強  
い」ともいわれ、絶対・不  
可侵性が原則。所有者は地  
下水をいくらでもくみ上げ  
る権利があり、河川法に基  
づいて利用が制限される表  
流水と扱いが異なつてい  
る。

法務省による「土地売買契約に登記申請書」義務づけられており、登記簿上の所有者が眞の所有者と異なる場合もある。

は、北海道で成立した条例  
は、水源地周辺で土地を売  
買する場合、売り主が契約  
の3ヶ月前に道に届け出る  
「事前届け出制」とし、所  
有者や売買予定地の情報を  
把握するものだ。事前に分  
かれは、自治体が外資の代  
わりに買い上げるなどの対  
抗策も可能になる。

ただ、それ以上の規制は難しい。民法上、日本の土地所有権は「世界一強い」ともいわれ、絶対・不可侵性が原則。所有者は地下水をいくらでもくみ上げる権利があり、河川法に基づいて利用が制限される表流水と扱いが異なっている。

## 北海道では条例成立

法務省による「土地売買契約に登記申請は義務づけられて居ります。」登記簿上の所有者が真の所有者と異なる場合もある。

法整備運れ

北海道で成立した条例は、水源地周辺の土地を売買する場合、売り主が契約の3カ月前に道に届け出る「事前届け出制」とし、所 有者や売買予定地の情報を把握するものだ。事前に分かれれば、自治体が外資の代わりに買い上げるなどの対抗策も可能になる。

ただ、それ以上の規制は難しい。民法上、日本の土地所有権は「世界一強い」ともいわれ、絶対・不可侵性が原則。所有者は地下水をいくらでもくみ上げる権利があり、河川法に基づいて利用が制限される表流水と扱いが異なっている。

# 書見意に因る自治体15

はなく、2年前に自民党側の議員立派ひつものと規制法案が提出されたが、継続審議扱いのままで一向に前進していない。

林野庁によるひ、外資による森林地取得は平成18年22年で北海道と山形、神奈川、長野、兵庫各県の40件約620haに及ぶ。ただ、この数字は氷山の一角にすぎない。

森林地の売買はそもそも1ha未満であれば届け出義務がなかった。

このため、国会は昨年4月、森林法を改正し、全ての所有権の移転について事後届け出を義務つけた。だが、買収を未然に把握するための措置として不十分との意見書が15の自治体から出している。

昨年12月に意見書を出した熊本市は、「外資による森林買収が拡大し続けた場合、水源の100%を地下水でまかなっている市として不安」と規制を求めた。

埼玉県内ではいまのところ、外資による水源地の買収は確認されていないが、各地で水源地買収問題が広がった昨年から対策を検討し始め、条例は26日に可決する見通しだ。長野、山形、群馬の3県も条例つくのを検討している。

## 「死活問題」

一方、市町村レベルで条例を制定した自治体の中に、は先駆的な例も。北海道ニセコ町では昨年5月、水質保全が必要な保護区域内での開発を規制する「水道水源保護条例」と、過剰な取水を制限する「地下水保全条例」を制定。2つの条例で規制の網をかぶせた。

町内の15の水源地のうち、2つがすでに外資所有になっていたりなどが条例のきっかけになつた。

町の担当者は「水源地を整備したにもかからず、外資にじつやつて連絡を取つたらいいのか。水源地を自分で管理できなくなるのは死活問題」と話した。

水問題の専門家で国連に技術的な助言をしている吉村和哉氏は、「省庁間の縦割り行政もあり、国による規制は遅々として進んでいない。水は国民が直接に関与し、しかも国益。国士を外資から守るために一刻も早く法整備を進めるべき」とも言っている。